

平成28年3月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成28年3月10日(金) 午後2時 紀南文化会館4階 研修室

農業委員数39名

出席者35名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田渕 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎		39番 蔭地 明一	

欠席者 5番 市橋 宗行 9番 更井 寛司 24番 寒川 加代子  
38番 石谷 強

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 12番 皿田 功 13番 田渕 宏

議長 皆さん、こんにちは。三寒四温ということで、正月から温い日があれば、時より急に寒くなって、今日あたりからまた寒くなるという気候になっております。我々農業委員会も、この前からの農業振興地域除外・農地転用基準の厳格化に対し心配しておりましたが、今回、知事から見直すという発言があり、期待しているところであります。今後、どのようになるか様子を見ながら我々も進めて行きたいと思っています。

議長 それでは最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 035㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 418㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 257㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の779㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年4月1日から平

成29年3月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の998㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米1俵、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,114㎡の内、500㎡、他1筆、合計3,500㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃代借の野菜、全体で年間5万円、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,558㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、野菜、年間2万円、口座払い、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の441㎡、他5筆、合計902㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年4月1日から平成34年3月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の196㎡、他3筆、合計2,311㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻と野菜、期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の399㎡、他1筆、合計1,332㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の859㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間2万円、口座払い、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,981㎡、他2筆、合計4,404㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間10万円、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成34年3月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,035㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間3万円、口座払い、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の813、他2筆、合計1,702㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、全体で年間35,000円、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の798㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年4月1日から平成34年3月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の893㎡、他4筆、合計3,309㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間33,000円、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の891㎡、他1筆、合計1,961㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日の更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の557㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年4月1日から平成34年3月31日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の8

05㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間35,000円、口座払い、期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日の更新です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の856、他1筆、合計1,170㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間1万円、口座払い、期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日の更新です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,223㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日の更新です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の274㎡、他3筆、合計1,551㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年4月1日から平成30年3月31日の更新です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の295㎡、他1筆、合計1,076㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の更新です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の231、他3筆、合計1,697、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のなた豆とエゴマ、全体で年間6千円、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の892㎡、他4筆、合計2,441㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で年間2万円、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,147㎡、他3筆、合計2,756㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のエゴマと小麦、全体で年間1万円、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の更新です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の618㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の新規です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の780㎡の内700㎡、他4筆、合計3,801㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日の新規です。29番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,113㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日の新規です。30番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の976㎡、他1筆、合計1,940㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で年間米1俵、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日の更新です。31番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の542㎡、他1筆、合計1,406㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で年間米3斗、持参払い、期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日の更新です。32番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の813㎡、他3筆、合計5,133㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲と梅、期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日の更新です。合計32件、75筆、56,445㎡、貸手31

名、借手26名です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について、1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,756㎡、他1筆、合計5,638㎡、所有権を移転する者は〇〇〇、〇〇〇〇、所有権を移転される者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は380万円、口座払い、支払方法、支払期限は口座払い、平成28年4月1日、所有権移転の時期は平成28年4月1日です。合計1件、2筆、5,638㎡、譲渡人1名、譲受人1名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

- 議 長 はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番と2番共に異議ございません。
- 議 長 はい、3番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番、5番、6番、7番まで異議ございません。
- 議 長 はい、8番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。貸し手の方は高齢で息子さんが働きに出ているということで、この土地を2年ほど放っておいたらしいのですが、〇〇〇〇さんが耕作するとのことで異議ございません。
- 議 長 はい、9番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、10番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番、11番は更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、12番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。
- 議 長 はい、13番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。
- 議 長 はい、14番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、15番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番の借り手は若い就農者で異議ございません。16番、17番は異議ございません。18番も若い就農者で異議ございません。
- 議 長 はい、19番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。19番、20番について、異議ございません。
- 議 長 はい、21番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新で異議ございません。
- 議 長 はい、22番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。22番、23番は更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、24番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。24番、25番、26番は更新で異議ございません。27番、28番については、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの土地が近くにあるということで長い間、世話をされていましたが、高齢のため耕作できないということで、〇〇〇〇さんが責任を持って管理してくれることになりました。異議ございません。
- 議 長 はい、29番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現況が梅畑ということで修正のお願いをしましたが、始期が4月1日ですので、本人が梅畑にするのか、野菜にするのかは判断しかねますが、現況は梅畑となっています。異議ございません。

議 長 はい、30番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。30番、31番について異議ございません。

議 長 はい、32番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新です。異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。32件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続いて、所有権の移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。前回のあっせんの中でございます。異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、5番市橋宗行委員さん、9番更井寛司委員さん、24番寒川加代子委員さん、38番石谷強委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、12番皿田功委員さん、13番田淵宏委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は35㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は71㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は357㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は208㎡、他17筆、合計5,608㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,437㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買

です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は214㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番については取り下げになっています。以上6件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番は交換です。異議ございません。  
議 長 はい、3番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんはまだ若いし、その息子さんも後継者として農業をしています。異議ございません。
- 議 長 はい、4番  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは昨年突然亡くなられ、譲渡人は法定相続人の2人の娘さんです。譲受人は亡くなられた方の弟さんで、以前から定年退職されて2人で一緒に農業されておりましたが、この営農計画書は必要になってくるのでしょうか。
- 松平 主査 新規扱いになり、必要になります。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。はい、わかりました。異議ございません。  
議 長 はい、5番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人は〇〇〇〇ですが、弟さんが〇〇〇〇に住んでおられます。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。  
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんはこの土地で既に作付けされています。異議ございません。
- 議 長 はい、3条申請6件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。  
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 岡内 係長 5ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は586㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟111㎡、駐車場他207㎡、法面268㎡、合計586㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は320㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は庭園320㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は用途外、隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第

- 2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8日に〇〇委員と事務局2人と私で現地調査を行いました。形状変更願が3件、2条が1件、5条が2件でした。それでは報告させていただきます。1番は市道から1m程度の高台に住宅を建てるというものです。東側が宅地と畑、西側が市道、南と北側が畑で、排水は合併浄化槽で市道の側溝に流すということです。1m程度の段差のある細い法面は何も使わないということであります。隣接同意もあり何ら問題ないと思います。以上です。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇で、現況は休耕畑です。東側が里道と畑、南側が国道、西側と北側が畑でいずれの畑も同意はあります。転用理由は渡し人は高齢で一身上の都合により、住宅を周辺の土地を売却することになりました。受け人は〇〇〇〇で会社経営をしており、別荘として購入します。申請地は一段高い所にあり、日当たりも良いので庭園として整備し、〇〇〇〇の休憩場所としても利用を考えています。転用内容は整地し庭木を植え、ベンチを設置、切土盛土はなし。雨水は自然浸透です。何ら問題ないと思います。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの内容のとおりで異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの内容のとおりで異議ございません。
- 議 長 はい、以上で2件の5条申請について異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、事務局からの説明をお願いします。
- 岡内 係長 6ページをお願いします。議案第3号農地法第2条に規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は49㎡、他1筆、合計207㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和40年4月に〇〇〇〇を建築しました。その後、50年間、〇〇〇〇として使用してきたが、老朽化も進んできています。この度の地籍調査もあり、地番も確定いたしましたので、取り壊し、新しい建物にしたいと申請します。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請場所は〇〇〇〇にあり、現況は〇〇〇〇があり、そ



ここに新しく建築するということです。東側は畑、南側は県道、北側と西側は山林です。何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。何ら問題ないと思います。

議 長 はい、以上1件、異議なしということですが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 7ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は992㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいです。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意は不要です。水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,593㎡の内1,997㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいです。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は708㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいです。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意はございます。水利同意は不要です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇で現況は休耕田です。東側が市道、南側が山林と宅地、西側が宅地と道路、北側が市道となっています。水利組合の同意あります。変更理由は休耕田に梅を植えましたが、生育が悪いので盛土をします。申請地は道路及び隣接地より低いため、嵩上げて排水を良くしたい。内容は盛土は約1m30cm、境界より30cmから50cm逃げて盛土、雨水は自然浸透及び市道側溝へ流します。埋めて相当かと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇、現況は梅畑です。東側が〇〇〇〇、南側が畑で同意あります。西側が山林と畑で同意あります。北側が〇〇〇〇です。水利組合の同意あります。変更理由は申請地は現在荒地となっているため、伐採、整地して梅を作りたい。内容は切土約1mから3m、盛土は約2mから5m、南側隣接は1m逃げて土砂を止め、暗渠排水を設置。雨水は自然浸透と新設の暗渠排水へ流します。埋め立ては相当かと思います。以上です。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、申請場所は〇〇〇〇、現況は梅畑です。東側が雑種地、南側が宅地と畑、西側が県道と河川、北側が農道と河川です。変更理由は河川が大雨で増水したときに浸水するため、盛土をして梅を植えたい。盛土は120cm、雨水は南側のU字溝へ流します。何ら問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。

1 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。以前に梅を植えていたましたが、排水等がうまくいかないということで、1 m 余りの盛り土をして、再度、梅を植えるということで異議ございません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。

議 長 はい、3 番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおりです。異議ございません。

議 長 ありがとうございます。議案第 4 号農地の形状変更願 3 件について、異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第 1 号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 8 ページをお願いします。報告第 1 号農地等売渡あっせん成立です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 1, 9 4 0 m<sup>2</sup>、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日・価格は平成 2 8 年 2 月 6 日、7 5 万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の 3 名でした。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は 7 1 7 m<sup>2</sup>、他 1 筆、合計 1, 0 5 7 m<sup>2</sup>、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日・価格は平成 2 8 年 2 月 2 4 日、2 0 0 万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の 3 名でした。以上 2 件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。地元の〇〇〇〇委員が頑張っていたいただき報告してもらったらよかったのですが、私から報告させていただきます。1 番につきましては、〇〇〇〇さんは 3 0 歳の手前ぐらいで頑張っておられる方です。家の近くであっせん物件があって、持っていただきました。7 5 万円で成立しました。2 番については、3 年余り前に〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの田を高額で買っていただきました。その隣接でございます。2 0 0 万円なら受けますということで、成立いたしました。以上です。

議 長 報告第 1 号の 2 件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第 1 号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第 2 号農地法施行規則第 3 2 条第 1 項第 1 号による届出について、事務局の説明をお願いします。

松平 主査 9 ページをお願いします。報告第 2 号農地法施行規則第 3 2 条第 1 項第 1 号による届出です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿

が田、現況が畑、面積は566㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫43㎡、転用面積は80㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が農道、面積は69㎡、他1筆、合計110㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農道110㎡、転用面積は110㎡です。以上、2件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第2号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。農業用に利用する場合は200㎡までは農振除外も手続きはいらぬということになってはいますが、農業用倉庫にしても宅地になりますので、固定資産税の場合、普通なら100%のところ、農地なら軽減があると思うのですが、教えていただけますか。

松平 主査 調べて、回答させていただきます。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。それと、農地法の許可できない案件には該当していませんと言っておられますが、農地法に違反した場合、その罰則や罰金など今までにあったのか。例えば、2階建てが平屋になったとかなど、その後、確認して回っていないのが実状だと思います。昔は確認して回った時代があったらしいのですが。

愛須 局長 完了しましたら、完了報告書を提出してもらおうなっています。県は農地転用が厳しくなったので、提出していない方には一斉に通知書を送り、提出するよう一昨年から行っており、ほとんど提出してもらっています。しかし、いろんな事情で建物が建ってない場合などについては、いつまでにできるといった目途を立てて報告しなさいということを行っています。今まで転用があったところには写真を添付して報告してもらっています。未提出のところには、理由を報告しなさいという指導になっています。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。報告第2号の2番ですが、登記簿で公衆用道路と畑に分かれるということになるのですか。

愛須 局長 ここは既に道ということで分筆してしまっていて、この農業委員会で承認をもらって登記に行き、地目を変えたいというものです。

議 長 報告第2号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 10ページをお願い申し上げます。報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は581㎡の内4㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それではその他の案件です。2月の県農業会議提出案件の4条1件、5条5件について無事答申されましたことご報告申し上げます。それでは、予定

しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さんから何かございませんか。なければ農振除外の件と下限面積の件について、事務局から報告させていただきます。

- 愛須 局長 農地の下限面積の協議及び農業振興地域除外・農地転用基準の厳格化に対する知事の撤回発言についての説明あり。
- 各 委員 農地の下限面積に関して、旧4町村については1 a でもかまわないのではとの意見あり。
- 愛須 局長 この件に関して、研究させていただくお時間をいただきたいとの回答あり。  
岡内 係長 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（又は案）と平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（又は案）についての提案あり。
- 岡内 係長 保留中の〇〇〇〇に県の許可が下りたことについての報告あり。  
松平 主査 農地相談について報告あり。  
議 長 他に何かございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時00分終了